

## ⑫ 早期栄養介入管理加算の見直し

### 第1 基本的な考え方

患者の早期離床及び在宅復帰を推進する観点から、早期栄養介入管理加算の対象となる治療室及び評価の在り方を見直す。

### 第2 具体的な内容

- 入院患者に対する入室後早期の栄養管理について、経腸栄養の開始の有無に応じた評価に見直す。

改 定 案	現 行
<p>【特定集中治療室管理料】 [算定要件]</p> <p>注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として<u>250点</u>（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は<u>400点</u>）を所定点数に加算する。<u>ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>(6) 特定集中治療室管理料の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。</p> <p>ロ <u>当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体</u></p>	<p>【特定集中治療室管理料】 [算定要件]</p> <p>注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から<u>経腸栄養等の</u>必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として<u>400点</u>を所定点数に加算する。</p> <p>[施設基準]</p> <p>(6) 特定集中治療室管理料の注5に規定する厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。 (新設)</p>

制が整備されていること。	
--------------	--

2. 救命救急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料又は小児特定集中治療室管理料を算定する病室について、早期栄養介入管理加算を算定可能とする。

改 定 案	現 行
<p>【救命救急入院料】 [算定要件]</p> <p>注9 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合においては、当該開始日から400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p>(8) <u>救命救急入院料の注9に規定する厚生労働大臣が定める施設基準</u> イ <u>当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。</u> ロ <u>当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p>【ハイケアユニット入院医療管理料】 [算定要件]</p> <p>注4 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理</u></p>	<p>【救命救急入院料】 [算定要件] (新設)</p> <p>[施設基準] (新設)</p> <p>【ハイケアユニット入院医療管理料】 [算定要件] (新設)</p>

を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合においては、当該開始日から400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

[施設基準]

(3) ハイケアユニット入院医療管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ 当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。

ロ 当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】

[算定要件]

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合においては、当該開始日から400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。

[施設基準]

(10) 脳卒中ケアユニット入院医療管理料の注4に規定する厚生労働大

[施設基準]

(新設)

【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】

[算定要件]

(新設)

[施設基準]

(新設)

<p><u>臣が定める施設基準</u></p> <p><u>イ 当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。</u></p> <p><u>ロ 当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p>【小児特定集中治療室管理料】 [算定要件]</p> <p><u>注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して7日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合においては、当該開始日から400点）を所定点数に加算する。ただし、区分番号B001の10に掲げる入院栄養食事指導料は別に算定できない。</u></p> <p>[施設基準]</p> <p><u>(6) 小児特定集中治療室管理料の注4に規定する厚生労働大臣が定める施設基準</u></p> <p><u>イ 当該治療室内に集中治療室における栄養管理に関する十分な経験を有する専任の管理栄養士が配置されていること。</u></p> <p><u>ロ 当該治療室において早期から栄養管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p>	<p>【小児特定集中治療室管理料】 [算定要件] (新設)</p> <p>[施設基準] (新設)</p>
--	--